

くすふれ愛だより

玖珠地区コミュニティ運営協議会

平成十八年八月二十八日設立

四月から地域自治組織（コミュニティ）の設立に向けて取り組んできたところ、八月二十八日付をもって設立の運びとなりましたので、その概要をお知らせします。

【どうして地域自治組織が必要なのか】

地方分権、行政改革が進む中で交付税の減少等により、これまでのように行政が何でもやってくれる時代ではなくなりました。また、少子高齢化等により、独り暮らし世帯の増加といった変化に伴い「向こう三軒両隣」といった昔ながらの結びつきが少なくなり、その結果、お互い助け合っていくという意識まで低くなっています。

このような状況の中で地域住民一人ひとりがお互いに助け合って皆で地域の問題解決に取り組んでいくため、地域住民による自分達の手による町づくりを進めていく必要があります。

このため、行政がもっている一定の権限と財源を地域に渡し、地域と行政が対等なパートナーシップを築きながら、住民が主役のまちづくりを進めていく「地域自治組織」（コミュニティ）を設立する必要があります。平成十八年八月二十八日付で「玖珠地区コミュニティ運営協議会」を設立しました。

今後は、役員会や運営委員会、部会等において事業計画や財源などについて協議を重ねながら、玖珠地区の町づくりを進めることとなります。

十九年四月からは、自治会館の管理運営もコミュニティ運営協議会へ町から委託される予定ですので、大いに活用し本格的な活動を展開して参りたいと思います。

【設立までの経緯】

平成十七年十二月末に玖珠町長より玖珠町

自治委員代表者協議会に対し「玖珠町におけるコミュニティづくりについて」の概要説明があった

平成十八年一月三十一日玖珠地区自治委員会等で福岡県宗像市の先進地視察

二月二十五日 玖珠地区自治委員研修会で「コミュニティ」について学習

四月一日 「玖珠自治会館」発足

五月十日 玖珠地区各種団体に説明

五月二十二日 自治委員役員会で準備委員会設立に向けての協議

五月二十五日 玖珠地区コミュニティ運営協議会設立準備委員会」発足

六月二十二日 自治委員役員会で第二回準備委員会内容の協議

六月二十四日 第二回設立準備委員会

七月十五日 自治委員役員会で第三回準備委員会内容の協議

七月十八日 「第三回設立準備委員会」

八月二十一日 自治委員役員会で「愛称審査」

八月二十八日 「玖珠地区コミュニティ運営協議会」設立



8月28日の設立総会の様子

【規約の概要】

一、第一条（名称及び組織）から第一八条（会計年度）及び附則で構成

二、（会議）

会議は総会、運営委員会、役員会、及び部会とする。

（一）総会は、構成団体から選出された概ね二名の代議員計六十六名で構成し、原則として年一回の開催

（二）運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で構成団体から選出された概ね一名、計四十三名で構成し、年四〜五回程度の開催予定

（三）役員会は、自治委員会から六名、婦人会から一名、各種団体から三名、部会長から四名、事務局長一名計十五名で構成（役職名は裏面掲載）

（四）部会は、地域課題について調査審議し、各種の事業を実施する
部会名及び部会を構成する団体及び活動内容（裏面掲載）
部会は構成団体より概ね二名選出し、互選により部会長、副部会長を選出

三、（広報委員会）
委員は各部会から一名、各種団体から一名計五名で構成。互選により委員長、副委員長を選出。

四、（顧問）
玖珠地区選出町議会議員とする。

五、（経費・負担金）
・協議会の経費は、負担金・補助金及びその他の収入をもってあてる。
・補助金については、現在行政の方で、コミュニティで実施できる委託補助事業について検討していただいているところがあります。

・その他の収入については、十九年四月以降は自治会館使用料の収入が活動費として使用できるようになりますので、使用料の見直しを行いたいと考えています。

・負担金については、新たな組織を設立すれば基本的に自主財源を確保しなければなりません。現在のところ、十九年度事業計画が策定されていないことや、前述の委託補助事業や使用料収入が不明等不確定要素が多いため、今年度いっばい十分検討していきたいと思っています。

愛称がままりました

くすふれあいホール

たくさんのご応募ありがとうございました！

地域の皆さんの活動の拠点として、皆さんが大いに利用し、親しみをもって呼んでいただきたいと思います。愛称を募集したところ、二二〇点もの応募をいただきました。慎重な審査の結果、「くすふれあいホール」に決定しました。これからも、よろしくお願ひします。

なお、愛称名による呼称は十一月一日を目途に対応させていただきます。